

第3章 計画の基本的な考え方（案）

1 基本目標

八王子市障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画では、基本目標を「全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり」と定め、障害福祉施策を進めてきました。

八王子市障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画の基本目標は、令和5年度（2023年度）から開始する国の「障害者基本計画」の基本理念、共生社会の実現を目指し前計画から継承した障害者福祉施策の遂行、及び本市が進める「地域づくり」の考え方に合致していることから、基本目標は現行どおりとします。

【基本目標】

全ての障害者が、必要な支援を受け、
社会参加し、地域で、安定し、
充実した自立生活ができるまちづくり

2 基本方針

全ての障害者が必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちの実現のためには、全ての障害者が、日常生活における様々な場面において、それぞれの地域ごとの特性や、個々人の事情に則した支援を受けることができ、自ら判断し、選択し、主的な生活を送ることができる環境を整備し、障害のある人も、ない人も、全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に生き、共に創り出す社会を築くことが必要です。

この社会を築くため、本計画においては、圏域のあり方や、その圏域ごとの支援について検討し、日常生活を営む上でのあらゆる障壁の除去に努め、障害者が自立し、地域で安心して暮らしていく地域づくりを行い、障害のある人とない人が共に学び、働き、つながり、支え合うことができる環境を整備することを定め、これらを達成するための基本方針として次の3つを掲げるものとします。

暮らしやすさ

(1) 安心して暮らせる地域づくり

～地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備～

住み慣れた地域で、社会の一員として尊重され、自分らしく暮らしたいと思うのは、全ての人々の願いです。

障害者が病院や施設から地域に移行し、住みなれた地域で、自立し安心して暮らしていくために、福祉・保健・医療にかかる支援や相談・情報などの日常生活に必要なサービスを提供し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

自分らしさ

(2) とともに学び、働き、社会参加できる地域社会に

～教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実～

障害のある人もない人も、一人ひとりの個性と能力を発揮した活躍の場を持ち、いきいきと生活できる共生社会・共創社会が望まれます。

社会を構成する一員として障害のある人もない人も、ともに学び、働き、社会参加できる地域社会を実現していくために、学習環境の整備、就労環境の整備、地域社会・スポーツ・文化などの様々な社会参加を推進します。

つながり

(3) とともに支えあえる地域社会の実現を

～地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護～

障害者が地域で安心して暮らすためには、地域の理解が何より大切です。

私たち一人ひとりが、障害について理解を深めることにより、差別や偏見の解消に努めます。障害のある人もない人も地域でともに支えあう社会を築いていくために、保健、医療、福祉の担い手の養成、確保を図り、障害者同士や地域の方々との交流を進めるとともに、地域福祉を推進していきます。

3 基本方針を支える柱（目指す姿）

基本方針を達成するため、本計画の基本方針を支える柱を次の5つに設定し、各種施策を整理して体系立て、障害福祉施策に取り組んでいきます。

柱1：一人ひとりに応じた適切な支援

- ・本人が希望する生活の実現に向け、障害者とその家族が身近な場所で相談できる支援体制の充実を図ります。
- ・障害者やその家族が安心した生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉が連携し、一人ひとりに応じた支援の充実を図ります。

柱2：地域サービスの充実・地域生活への移行支援

- ・病院施設の入所者が地域生活へ移行し継続して暮らし続けられるよう、障害福祉サービスの利用など、地域サービスの充実を図ります。
- ・医療的ケアや肢体不自由の障害児者、発達障害児への支援の充実を図るとともに、地域で包括的な支援が受けられる体制づくりを推進します。
- ・障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、各種制度や手当に関する情報発信・周知により利用を促すとともに、支援の充実を図ります。

柱3：地域で支え合い、活躍できる環境整備の充実

- ・働く意欲のある障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮し、働き続けられるよう就労支援体制の充実を図ります。
- ・全ての人々が適切な教育を受けられるよう、教育環境を整備するとともに、誰でも学べる学習環境の充実を図ります。
- ・全ての人々がその適性を活かし、スポーツ・文化芸術活動に参加できる環境づくりを推進します。

柱4：インクルーシブ社会の推進

- ・障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公共交通機関や道路、建築物等のハード面と、情報提供、意思疎通の支援等のソフト面の両面からバリアフリー化のさらなる推進を図ります。
- ・障害者が地域とつながり支え合いにより地域で暮らすことができるよう障害への理解を深めるための交流の場、障害福祉に携わるボランティア支援の環境整備を推進します。
- ・関係機関と連携し、障害を理由とする差別を解消するとともに、権利擁護のさらなる推進・虐待の防止に努めます。

柱5：質の高い生活環境の提供

- ・ 障害者が住み慣れた地域で安全・安心な生活ができるよう、防災・防犯対策のさらなる充実を図ります。
- ・ 利用者の一人ひとりに応じた良質なサービスを選択できるよう福祉サービス、福祉人材の確保と質の向上を図ります。
- ・ 障害者の地域生活を支えるため、日中活動の場・グループホーム・共生型サービス事業所等の整備を図ります。

4 目標達成のための主要な取組み

柱1：一人ひとりに応じた適切な支援

施策1 相談体制の強化

施策2 保健・医療サービスの充実

柱2：地域サービスの充実・地域生活への移行支援

施策3 地域生活への移行

施策4 障害児のサービス提供体制の構築

施策5 地域で生活するための体制整備

柱3：地域で支え合い、活躍できる環境整備

施策6 障害者就労のさらなる促進

施策7 共に学べる学習環境の推進

施策8 スポーツ・文化芸術活動の推進

柱4：インクルーシブ社会の推進

施策9 **障害理解**、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進

施策10 地域で支え合える生活環境の推進

施策11 バリアフリー社会の推進

柱5：質の高い生活環境の提供

施策12 防災・防犯対策の連携・強化

施策13 福祉サービスの質の向上

施策14 障害者施設整備の充実